

議員案第3号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

令和7年10月1日提出

提出者	佐野市議会議員	早	川	貴	光
賛成者	佐野市議会議員	長	浜	成	仁
	〃	慶	野	常	夫
	〃	滝	田	洋	子
	〃	澤	田	裕	之
	〃	小	森	隆	一
	〃	蘆	原	政	夫

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「補則（）」の次に「第159条の2一」を加える。

第8条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「中は」の次に「、」を加える。

第18条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第43条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第66条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第69条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に、「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改め、同条第4項中「とら」を「採ら」に改める。

第70条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第75条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第76条第1項中「とら」を「採ら」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第76条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第77条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第80条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第92条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第117条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第119条中「については」の次に「、」を加える。

第120条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第123条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とら」を「採ら」に改める。

第124条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第129条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第130条中「とる」を「採る」に改める。

第131条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第133条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第133条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第135条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第137条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第142条を次のように改める。

(決定の通知)

第142条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第144条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第149条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第153条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第153条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第9章中第160条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第159条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第132条第1項及び第133条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議

長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により第2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第159条の3 この規則の規定（第27条第1項（第73条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に関する規定を整備するとともに、文言等の整理を行うため本規則を改正したいので提案するものです。

議員案第3号参考資料

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第1章～第8章 (略) 第9章 補則 (第160条) 附則 (会議時間) 第8条 (略) 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3</u> (略) (一事不再議) 第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する</u>。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。	目次 第1章～第8章 (略) 第9章 補則 (<u>第159条の2—第160条</u>) 附則 (会議時間) 第8条 (略) 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> (略) (一事不再議) 第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び提出することができない</u>。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない</u>。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2・3 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子表決システム等による表決)

第69条 議長が表決をとろうとするときは、電子表決システムによって表決をとるものとする。この場合において、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

2 (略)

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子表決システム等による表決)

第69条 議長が表決を採ろうとするときは、電子表決システムによって表決を採るものとする。この場合において、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立によって表決をとることができる。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は前2項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、電子表決システム（議長が必要があると認める場合にあっては、起立の方法）で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立によって表決を採ることができる。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は前2項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、電子表決システム（議長が必要があると認める場合にあっては、起立の方法）で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者のうちから、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

（会議録の記載事項）

第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

（1）～（16） （略）

（会議録署名議員）

第80条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は2人とし、議長が会議において指名する。

（動議の撤回）

第92条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（答弁書の朗読）

第117条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

（選挙規定の準用）

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

（表決問題の宣告）

第120条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

（会議録の記載事項）

第77条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

（1）～（16） （略）

（会議録署名議員）

第80条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

（動議の撤回）

第92条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

（答弁書の配布）

第117条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

（選挙規定の準用）

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

（表決問題の宣告）

第120条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決) 第123条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 (投票による表決) 第124条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 (略) (簡易表決) 第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。 (表決の順序) 第130条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等) 第131条 (略) 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3・4 (略)	(起立による表決) 第123条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (投票による表決) 第124条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 (略) (簡易表決) 第129条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。 (表決の順序) 第130条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等) 第131条 (略) 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3・4 (略)
---	---

5 請願者が、請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長が承認を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第133条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（請願の審査報告）

第135条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

（1）・（2） （略）

2 （略）

（陳情書の処理）

第137条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

（決定書の交付）

5 請願者が、請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長が許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第133条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（請願の審査報告）

第135条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

（1）・（2） （略）

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 （略）

（陳情書の処理）

第137条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

（決定の通知）

第142条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第149条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第153条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(新設)

(新設)

第142条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第149条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第153条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第153条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第159条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入

出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第132条第1項及び第133条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署

(新設)

名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により第2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第159条の3 この規則の規定(第27条第1項(第73条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。